

米原市工場等誘致条例新旧対照表

改正後	現 行	改正理由
<p style="text-align: center;"><u>米原市企業立地促進条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内において工場等を新設または増設するものに対し、必要な奨励措置を講じることにより、<u>企業立地を促進</u>し、産業の振興および雇用の促進を図り、もって市の経済の活性化および安定した財政基盤の確立ならびに市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工場等 日本標準産業分類 (<u>令和5年総務省告示第256号</u>) に基づく製造業、情報通信業、運輸業、卸売業および<u>宿泊業</u>を行う事業の用に直接供する施設および試験研究の用に供する施設をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(企業の指定)</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる要件を全て満たし、環境の保全について適切な措置が講じられ、かつ、工場等の新增設が第1条の</p>	<p style="text-align: center;"><u>米原市工場等誘致条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内において工場等を新設または増設するものに対し、必要な奨励措置を講じることにより、<u>工場等を誘致</u>し、産業の振興および雇用の促進を図り、もって市の経済の活性化および安定した財政基盤の確立ならびに市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工場等 日本標準産業分類 (<u>平成14年総務省告示第139号</u>) に基づく製造業、情報通信業、運輸業および卸売業を行う事業の用に直接供する施設および<u>当該事業のための</u>試験研究の用に供する施設をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(企業の指定)</p> <p>第4条 市長は、<u>企業が行う工場等の新增設を市内へ誘致しようとする場合において</u>、次に掲げる要件を全て満たし、環境の保</p>	<p>すでに市内で操業している企業も利用しやすい支援制度に拡充したため。</p> <p>条例の名称変更に伴い、文言を修正するため。</p> <p>日本標準産業分類の改定に対応し、対象業種に宿泊業を追加するため。</p> <p>条例の名称変更に伴い、文言を修正するため。</p>

目的の達成に寄与するものであると認められるときは、当該企業について奨励措置を講ずることのできる企業として指定するものとする。

(1) 略

(2) 工場等の新增設に伴い、新たに当該工場等を事業の用に供した日に、新たに増加する雇用者の数が5人以上であるもの

(3) 工場等の新增設に伴い、市との間に公害防止および環境保全に関する協定を締結し、これを遵守するもの

(4) 工場等の新增設に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の通知日から、5年を経過する日までに当該工場等の営業を開始するもの

2・3 略

(奨励金の交付)

第5条 略

2 略

全について適切な措置が講じられ、かつ、当該工場等の新增設が第1条の目的の達成に寄与するものであると認められるときは、当該企業について奨励措置を講ずることのできる企業として指定するものとする。

(1) 略

(2) 工場等の新增設に伴い、工場等の敷地面積が5,000平方メートル以上かつ建物延べ床面積が2,000平方メートル以上であるもの

(3) 工場等の新增設に伴い、新たに当該工場等を事業の用に供した日に、新たに増加する雇用者の数が10人（増設の場合にあつては5人）以上であるもの

(4) 工場等の新增設に伴い、市との間に公害防止協定を締結し、これを遵守するもの

(5) 工場等の新增設に伴い、平成36年3月31日までに当該工場等の営業を開始するもの

2・3 略

(奨励金の交付)

第5条 略

2 略

事業用地が不足している市の実情に合わせ、投資額を中心とする適用要件に整理し、中小企業の拡大を呼び込むため。

人口減少・工場等の自動化が進む社会の実情に合わせるため。

環境に配慮した企業立地を推進するため。

第4条の企業の指定は、工事の着工日までに提出する必要がある、営業開始の時期を令和6年(平成36年)3月31日と指定をした場合、工事の着工日が、同時期に近いほど、指定要件を満たせなくなるため。

<p>3 <u>市長は、指定企業に対して、当該指定に係る工場等を事業の用に供した日以降3年度間に限り、当該工場等を事業の用に供したことに伴い新たに増加する常用雇業者に、企業が家賃手当を支給し、次条第1項に規定する申請時において市内に住所を有する者の数に、規則で定める額の範囲内で、従業員家賃手当奨励金を交付することができる。</u></p> <p>4 <u>市長は、指定企業に対して、当該指定に係る工場等を事業の用に供した日までに取得した建物および償却資産の取得に要した費用に対し、規則で定める額の範囲内で工場等設備投資促進奨励金を交付することができる。</u></p> <p>5 <u>市長は、前3項に規定する工場等設置促進奨励金、前2項に規定する雇用促進奨励金、前1項に規定する従業員家賃手当奨励金および前項に規定する工場等設備投資促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する場合において、市長が定めるところにより、分割して交付することができる。</u></p>	<p>3 <u>市長は、第1項に規定する工場等設置促進奨励金および前項に規定する雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する場合において、市長が定めるところにより、分割して交付することができる。</u></p>	<p>従業員家賃手当奨励金を新設するため。</p> <p>工場等設備投資促進奨励金を新設するため。</p> <p>奨励金の分割払いの規定に、従業員家賃手当奨励金と工場等設備投資促進奨励金を追加するため。</p>
<p>付 則 (有効期間)</p> <p>3 この条例は、<u>令和11年</u>3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けている事業者に対しては、同条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p>付 則 (有効期間)</p> <p>3 この条例は、<u>平成36年</u>3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けている事業者に対しては、同条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p>条例の有効期間を延長するため。</p>